

岡山大学の理念，目的，目標等

1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的，持続的に進展させるためには，常に新たな知識基盤を構築していかねばなりません。岡山大学は，公的な知の府として，高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献します。

2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は，「自然と人間の共生」に関わる，環境，エネルギー，食料，経済，保健，安全，教育等々の困難な諸課題に対し，既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ，人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。

このため，我が国有数の総合大学の特色を活かし，既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして，高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

3 岡山大学の目標

（1）教育の基本的目標

岡山大学は，大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として，学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに，学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて，個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し，国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

（2）研究の基本的目標

岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は，先進的かつ高度な研究の推進にあります。

常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし，国際的に上位の研究機関となるよう指向します。

（3）社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため，総合大学の利点を活かし，大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に，積極的に社会との双方向的な連携を目指します。

（4）経営の基本的目標

研究，教育の目標を効果的に達成するため，大学に賦存する人材，財政，施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用します。

（5）自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため，研究，教育，社会貢献，管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに，その結果を的確に大学改革に反映します。

【参考】

岡山大学管理学則（大学院の目的）

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは，専門職大学院とする。

I 授業科目の履修方法

1 教育目的・理念とカリキュラムの編成

(1) 教育目的・理念

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする。法務研究科では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施する。

(2) カリキュラム編成における教育方針

法曹として望まれる以下のような能力及び素養を涵養することを教育目標として、カリキュラムを編成した。すなわち、

- ① 体系的法理論と専門的知識の習得
- ② 法律の実践的運用能力
- ③ 新しい法分野に対する適応能力
- ④ 職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念
- ⑤ 倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
- ⑥ 問題発見、事案の解決能力
- ⑦ 地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的發展に資する理解力・批判力）の育成をめざす。

* 【教育方針】・・・別表① (P. 34-35) 参照